

教育振興基本計画とは？

- 教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画。
- 教育基本法第17条第2項の規定に基づき、地方公共団体においても、教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）を定める必要があり、策定に当たっては、国の教育振興基本計画を参酌することとされている。

○教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）

（教育振興基本計画）第17条

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

国の教育振興基本計画のコンセプト

持続可能な社会の創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む

ウェルビーイングとは

- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
- 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

5つの基本的な方針



①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等
- ・留学等国际交流、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進

②誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進



③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

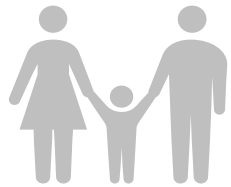
④教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

- ・GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等を推進
- ・教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進
- ・デジタルの活用と併せてリアル(対面)活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ



⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

- ・指導体制・ICT環境等の整備、学校における働き方改革の更なる推進、経済的・地理的状况によらない学びの確保
- ・NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、児童生徒等の安全確保
- ・各関係団体・関係者(子供を含む)との対話を通じた計画の策定等



- ・個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性(DE&I)ある共生社会の実現に向けた教育を推進
- ・ICT等の活用による学び・交流機会